

令和6年11月1日

組合員・利用者の皆様

令和6年3月に発覚した不祥事件に対する再発防止策について

当組合では、過去の一部の推進行為について令和6年3月27日に農協法11条の24（推進上の禁止行為）に違反するという共済事業に係る不祥事件が発覚しておりますが、当該不祥事件につきましては、所管行政庁へ届出を行っており、また、所管行政庁の指導のもと、下記の再発防止策に取り組んでおります。今後は、このような事案を発生させることのないよう、令和3年11月25日に制定した「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針」に基づき、組合員・利用者の皆様に対して、誠実・公正に業務運営を行ってまいります。

記

1. 適正かつ正確な説明・対応の徹底

これまで契約締結（異動手続き）時の適正かつ正確な説明・対応を徹底する内部研修を実施しており、引き続き、内部研修を継続実施してまいります。

2. コンプライアンス態勢の強化

コンプライアンス意識の醸成を図るため、すべての推進担当者について、コンプライアンス研修の受講を必須として取り組んでおります。

以上

レーク滋賀農業協同組合
代表理事理事長 木村 義典